

異変への気づきと対応方法

予想される状況	高齢者の異変の例	通報・相談先	対応方法
生命・身体の危険	<ul style="list-style-type: none"> ・異臭がする ・家の中で倒れている ・助けを求める連絡が入った 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署 110 ・消防署 119 	本人の同意がない場合でも 通報をお願いします 【参考】 個人情報保護に関する法律第 23 条
財産被害のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺の被害に遭っている可能性がある 	警視庁総合相談センター 03-3501-0110 又は #9110	
	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡が取れない ・配達物がたまっている 	区市町村連絡先 (地域包括支援センター等) ※下記参照	
虐待のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・殴られたようなあざがある ・家の中から怒鳴り声がある ・助けを求めて逃げてきた 		本人の同意がない場合でも 通報をお願いします 【参考】 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 7 条
認知症の疑い	<ul style="list-style-type: none"> ・同じことを何度も話す ・毎日のように同じものを購入する ・お店などで勘定ができない ・髪や服装が乱れている ・季節に合わない服を着ている 		本人の同意が得られる場合は、 同意を得た上で、 通報・相談してください ※本人の同意が得られない場合でも、 人の生命、身体又は財産の保護のために 必要がある場合は、通報・相談して ください。
消費者被害のおそれ	<ul style="list-style-type: none"> ・最近知らない人が出入りしている ・見慣れない商品を大量に購入しているようである 		【参考】 個人情報の保護に関する法律第 23 条

区市町村連絡先 (地域や通報の時間帯により連絡先が異なる場合もありますのでご注意ください。)

以下のHP又は右のQRコードからご確認くださいませ。

【HP】「東京都福祉保健局トップページ」>「高齢者」>「自立生活の支援」>「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」>「協定締結事業者の皆様へ」

【URL】 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/jiritsu_shien/chiiikizukurikyotei/kyotei-jigyosha/index.html



地域包括支援センターとは？ 各区市町村に設置されている高齢者やその家族等の総合的な相談・支援機関のことです。都内に約 400 箇所設置されており、センターの名称は区市町村によって異なります。

「認知症サポーター」になりませんか??

都内各区市町村では、認知症についての正しい知識を習得し、認知症の方や家族を応援するサポーターの養成を行っています。



認知症サポーターの証
「オレンジリング」



本協定の問合せ先：東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課（電話）03-5320-4271